

えらべる 外貨建 一時払 終身

市場価格調整
機能あり

5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建)[B]

契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット (契約概要・注意喚起情報)

増やす

受け取る

商品内容やリスクを解説した動画、予定利率や
為替レート等をホームページでご覧いただけます。

スマートフォンから
アクセスできます
(一部機種除く)。



**この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**

この商品は、保険金等を円でお受け取りいただく場合、為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。また、指定通貨のままお受け取りいただく場合でも、お客さまにご負担いただく諸費用があることや、解約返戻金に適用される市場価格調整のため、損失が生じるおそれがあります。

ご契約前に必ずお読みください。

- 「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さま

にとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。

- ご契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

この商品は、まとまった資金を外貨建で 長期(10年目安)に運用することができ、
2つのタイプから選べる 外貨建一時払終身保険です。

将来のために
円より高い利回りの外貨で
増やしたい

増やすタイプ

期間を選んで資産を増やしなが
ら、死亡保険金をのこせます。

5・6ページへ

外貨での運用益を
受け取りながら
家族にのこしたい

受け取るタイプ

定期支払金を毎年一生涯受け取りなが
ら、死亡保険金をのこせます。

7～10ページへ

この商品には「えらべる外貨建一時払終身(贈るタイプ)」がありま
すが、当募集代理店でのお取り扱いはありません。

お客さま専用サイト
MYほけんページ 11ページへ

MYほけんページに登録することで、ご契約内容の確認や即日解約ができます。

商品のしくみは 5～10ページへ

アフターフォローは 11～14ページへ

用語説明は 15・16ページへ



この商品はお客さまにご負担いただく諸費用がありま
す。さらに、為替の影響および解約・減額時の市場金利の情勢によっ
ては、損失が生じるおそれがあります。

くわしく は27・28ページへ

この商品のリスクについて

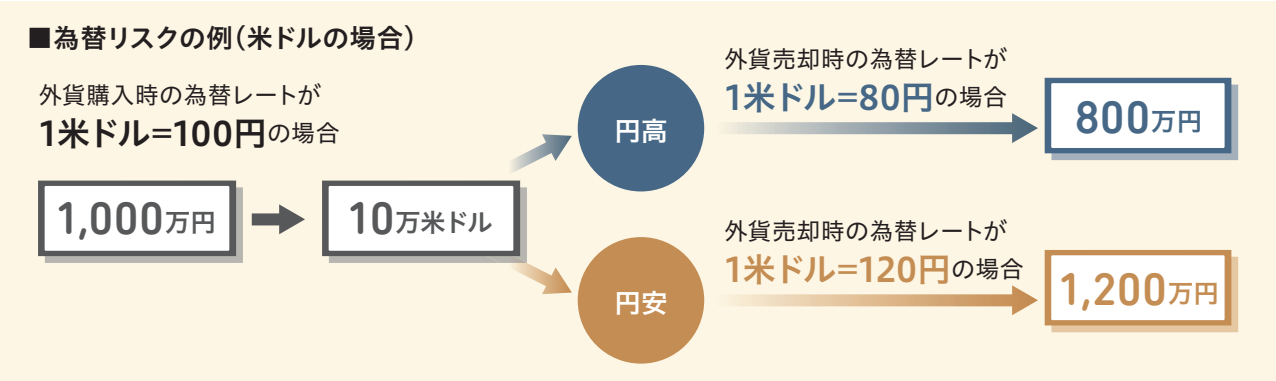
この商品には主に以下のリスク(損失が生じるおそれ)があります。

種類	対象となるリスク
死亡保険金・定期支払金*1	① 為替リスク
解約返戻金*2	① 為替リスク ② 金利変動リスク

*1 契約者が毎年お受け取りいただくお金のことをいいます。
*2 解約・減額時の返戻金のことをいいます。

① 為替リスク

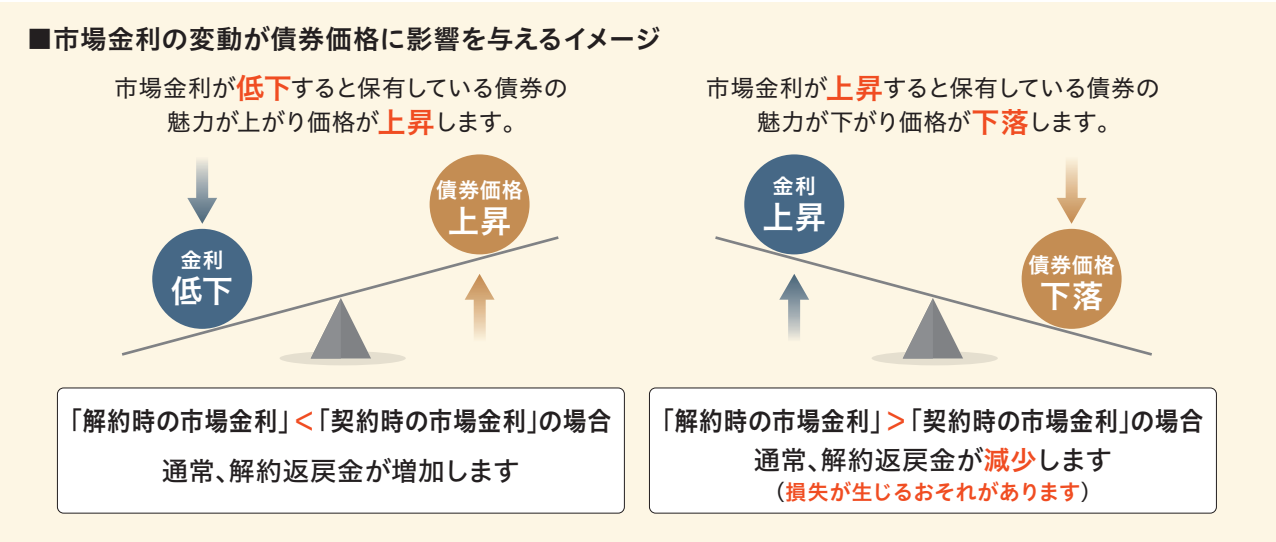
この商品は外貨建のため、「ご契約時の為替レート」と「死亡保険金や解約返戻金等の受取時の為替レート」に差が生じることにより、死亡保険金や解約返戻金等の円換算額が、一時払保険料の円換算額(円で払い込まれた場合は、円で入金した金額)を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**



※為替手数料は考慮していません。

② 金利変動リスク(市場価格調整)

この商品は、積立金を米ドル建または豪ドル建の固定金利の債券等で運用していますが、債券の満期(償還)を待たずに売却する場合は、市場金利の情勢に応じて売却価格が変動します。この債券の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を、この商品では行います。
このため、保険契約の型(タイプ)に応じて、所定の期間は解約返戻金額が基本保険金額を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**



この保険における「為替リスク」および「金利変動リスク」は、ご契約者または受取人が負います。

くわしくは27ページへ

この商品の費用について

この商品には、ご契約者または受取人に **ご負担いただく費用**があります。 くわしくは27・28ページへ

例 一時払保険料を円でお払い込みいただき、解約返戻金を円で受け取る場合
※保険料は指定通貨でお払い込みいただくこともできます。また、解約返戻金は指定通貨のまま受け取ることもできます。

資金の流れ

一時払保険料

円を指定通貨に交換

指定通貨の利回りで運用

解約返戻金

指定通貨を円に交換

解約返戻金の円換算額

必要となる費用

一時払保険料を円で払い込むとき

■為替手数料

円入金特約を付加して、一時払保険料を円で払い込む場合に適用する明治安田所定の為替レートには、為替手数料があらかじめ含まれています。
この為替手数料はお客さまのご負担となります。

円入金特約における為替レート: TTM+25銭

契約時および保険期間中

■保険契約にかかる費用

項目	内容	費用
契約初期費用	ご契約の締結にかかる費用	基本保険金額に対して保険契約の型ごとの契約初期費用率を乗じた金額を契約時に控除します。 「契約初期費用率」については27・28ページへ
保険契約関係費用	ご契約の維持・管理および死亡保険金にかかる費用	積立金から毎年控除します。 被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なるため、表示していません。

保険契約にかかる費用は一時払保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。死亡保険金・定期支払金や解約返戻金等は、すでにこの費用が差し引かれた後の金額となります。

■解約時にかかる費用

この商品では、解約時にかかる費用はありません。

解約返戻金を円で受け取る時

■為替手数料

円支払特約を適用して、円で受け取る場合に適用する明治安田所定の為替レートには、為替手数料があらかじめ含まれています。
この為替手数料はお客さまのご負担となります。

円支払特約における為替レート: TTM-25銭

「TTM」については16ページをご覧ください。

※円支払特約における為替レート(TTM-25銭)は将来変更される場合があります。

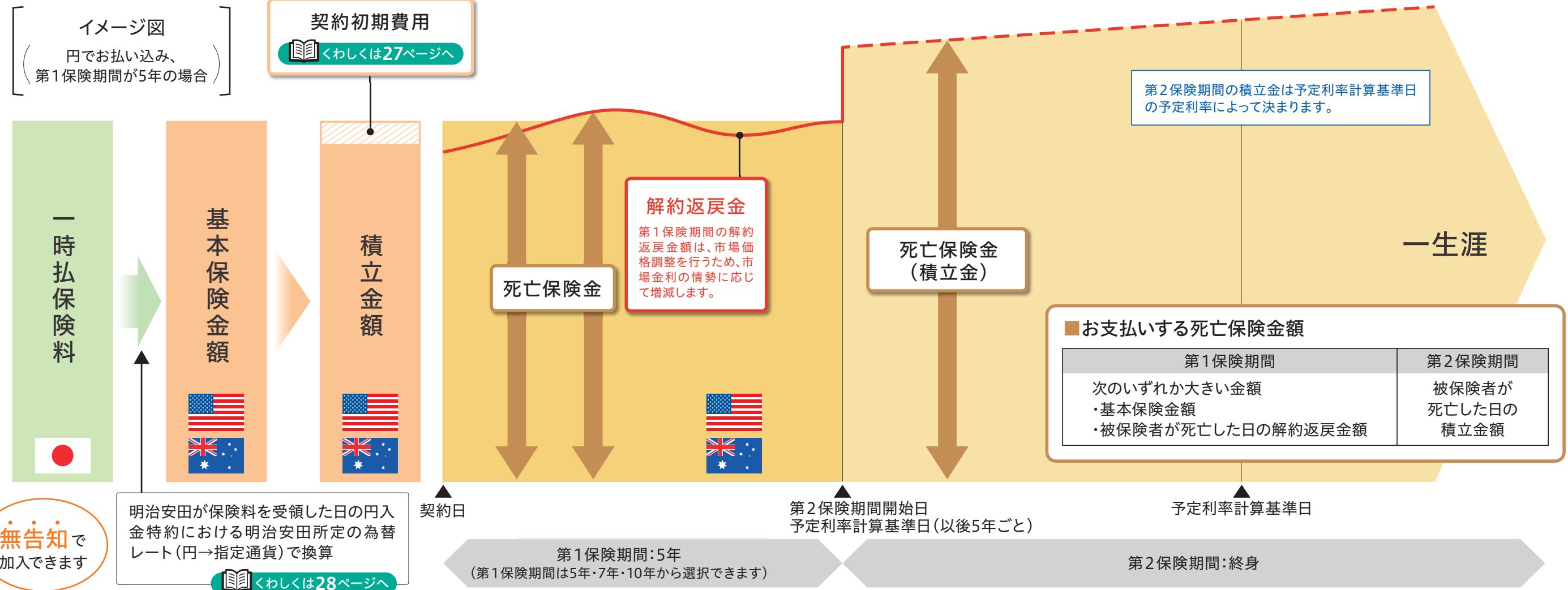
増やすタイプ

期間を選んで資産を増やしなが
ら、死亡保険金をのこせます。



この商品はお客さまにご負担いただく諸費用があります。さらに、為替の影響および解約・減額時の市場金利の情勢によっては、損失が生じるおそれがあります。

くわしくは27・28ページへ



特徴

1 期間を選択できます。

- 第1保険期間は**5年・7年・10年**から選択いただけます。



- 市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。

特徴

2 死亡保障を一定期間抑えることで、受取額が増加します。

- 第1保険期間の死亡保障を抑えることで、第2保険期間の**死亡保険金(積立金)**が**指定通貨建て**で増加します。

特徴

3 好きなタイミングで運用成果を確保できます。

- 第2保険期間の**死亡保険金・解約返戻金は積立金と同額**です(市場価格調整は行いません)。
- MYほけんページ**で運用状況の確認や即日解約ができます。



- 円で受け取る場合、為替レートによっては一時払保険料を下回ることがあります。

受け取るタイプ(定額プラン)

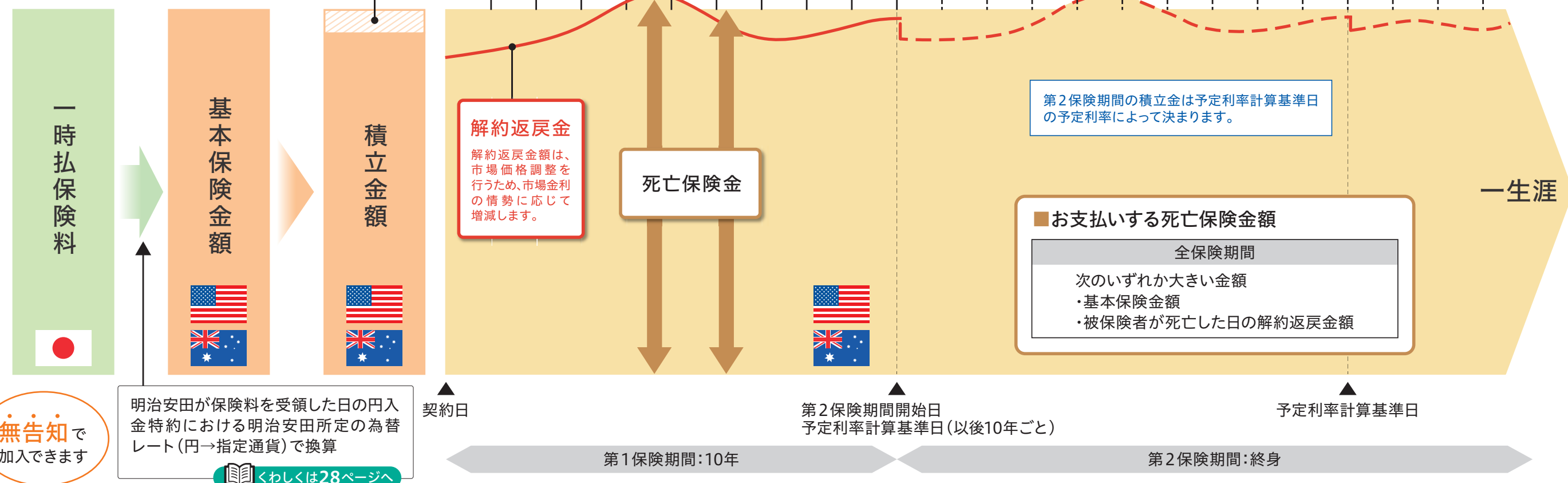
定期支払金を毎年、一生涯受け取りながら、死亡保険金をのこせます。

イメージ図
(円でお払い込みの場合)

契約初期費用
くわしくは27・28ページへ

定期支払金 (基本保険金額 × 定期支払率)
くわしくは18ページへ

指定通貨または円のいずれでもお受け取りいただけます。
毎年の年単位の契約応当日ごとに一生涯お受け取りいただけます。



特徴

1 毎年、定期支払金を一生涯受け取れます。

●定期支払金は、契約日の翌年から毎年、**一生涯お受け取り**いただけます。



- 契約日から10年ごとの予定利率計算基準日に予定利率および定期支払率が見直されます。
- 市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。

特徴

2 定期支払金額は10年間一定です。

- ご契約から10年間の定期支払金は、**指定通貨建て**で**確定**します。
- 定期支払金は**円でもお受け取り**いただけます。



- 定期支払金を円で受け取る場合、明治安田所定の為替レートで円換算するため、円での受取額は変動します。

特徴

3 一生涯の死亡保障を確保できます。

- 定期支払金の受取回数にかかわらず、万一の場合、**死亡保険金をお受け取り**いただけます。



- 円で受け取る場合、為替レートによっては一時払保険料を下回ることがあります。

受け取るタイプ(10年ごと 充実プラン)

定期支払率2段階化特約付加



この商品はお客さまにご負担いただく諸費用があります。さらに、為替の影響および解約・減額時の市場金利の情勢によっては、損失が生じるおそれがあります。

くわしくは27・28ページへ

受け取るタイプ(10年ごと充実プラン)の他に、受け取るタイプ(定額プラン)もあります。

くわしくは7・8ページへ

契約日から10年ごとに、毎年の定期支払金の10倍の定期支払金を受け取れます。

定期支払金 (基本保険金額 × 定期支払率A※1)

※1 契約日または予定利率計9回の定期支払金算出に適用される率です。

くわしくは18・19ページへ

10年ごと定期支払金 (基本保険金額 × 定期支払率B※2)

※2 予定利率計算基準日の定期支払金算出に適用される率です。

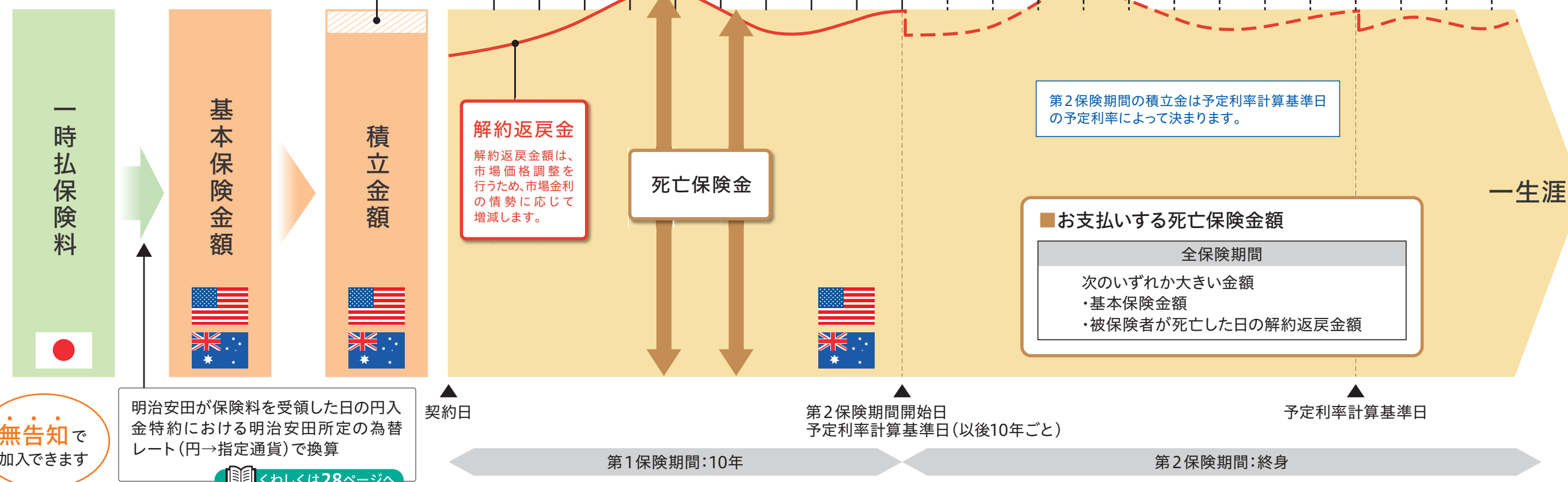
指定通貨または円のいずれでもお受け取りいただけます。

毎年の年単位の契約応当日ごとに一生涯お受け取りいただけます。

イメージ図
(円でお払い込み、定期支払率2段階化特約付加の場合)

契約初期費用

くわしくは27・28ページへ



無告知で加入できます

- 特徴
- 1 毎年、定期支払金を一生涯受け取れます。
 - 2 契約日から10年ごとに10倍の定期支払金を受け取れます。
 - 3 一生涯の死亡保障を確保できます。

●定期支払金は、契約日の翌年から毎年、**一生涯お受け取り**いただけます。

●契約日から10年ごとに「10年ごと定期支払金」は、なります。

●定期支払金は**円でもお受け取り**いただけます。

10年ごとに**指定通貨建**でお受け取りいただく**毎年の定期支払金の10倍と**

●定期支払金の受取回数にかかわらず、万一の場合、**死亡保険金をお受け取り**いただけます。



- 契約日から10年ごとの予定利率計算基準日に、予定利率および定期支払率A・定期支払率Bが見直されます。
- 市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。



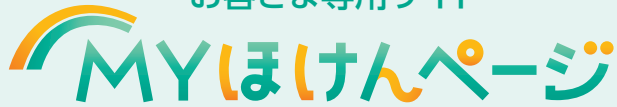
- 「10年ごと定期支払金」以外の定期支払金は、「定額」になります。
- 定期支払金を円で受け取る場合、明治安田所定の為替レートで円換算する



- 円で受け取る場合、為替レートによっては一時払保険料を下回ることがあります。

充実したアフターフォロー

お客さま専用サイト



MYほけんページの登録方法については41・42ページをご覧ください。

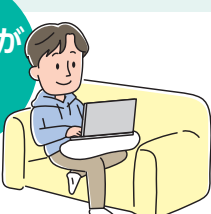
「MYほけんページ」では、ご契約内容の確認やお手続き等ができます

ご契約内容が
わかる



家からでも外出先からでも契約内容・
解約返戻金を確認できます*1

即日解約が
できる



当日の為替レートで
解約手続きができます*2

メールで
案内が届く



運用状況等のご契約情報を
メールでお知らせします*3

【WEB解約の受付時間は次のとおりです】

	米ドル建	豪ドル建
WEB解約	月曜～金曜 10:30～23:00	月曜～金曜 11:00～23:00

- *1 当日の円支払特約における明治安田所定の為替レート(指定通貨→円)は、米ドルは10:30頃、豪ドルは11:00頃に反映します。
*2 WEBでの解約手続きには、送金口座とワンタイムパスワードを受信するための携帯電話番号の事前登録が必要です。また、WEBでの解約手続きは円貨での受け取りのみです。
*3 MYほけんページへのメールアドレスの事前登録が必要です。



ホームページ(チャットサービス等)

手続き方法の確認などのご質問については、
ホームページにある
「チャットボット」や「よくあるご質問」もご活用ください。

チャットボットの
ご利用はこちら



よくあるご質問の
ご利用はこちら



電話サービス

ご契約内容が
わかる



契約内容・解約返戻金を
確認できます*4

即日解約が
できる



当日の為替レートで
解約手続きができます*5

- *4 当日の円支払特約における明治安田所定の為替レート(指定通貨→円)は、米ドルは10:30頃、豪ドルは11:00頃に反映します。
*5 電話での解約手続きは月曜～金曜のみとなります。また、電話での解約手続きは円貨での受け取りのみです。

⚠ 電話解約の手続きには、**送金口座・暗証番号の事前登録が必要です。**

明治安田
コミュニケーションセンター



ようこそ ハロー
0120-453-860

月曜～金曜 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)

【電話解約の受付時間は次のとおりです】

	米ドル建	豪ドル建
電話解約	月曜～金曜 10:30～18:00	月曜～金曜 11:00～18:00

ご契約後の明治安田からのご案内

ご契約後

1 生命保険証券・保険証券付属書

- 送付方法:簡易書留
- 発送時期:通常、契約成立後3営業日程度で発送
※ただし、お申込内容により、さらに日数を要する場合があります。

2 【MYほけんページIDのお知らせ】または【MYほけんページIDのご案内】

- 発送時期:契約成立後2週間程度で発送
※送金口座の登録状況等により通知物の内容は異なります。

通知に記載のIDで
MYほけんページに登録ください。

3 生命保険料控除証明書(控除証明書はご契約年のみの発送)

- 1月1日から9月30日までのご契約 → 9月下旬～10月下旬頃に発送
- 10月1日から12月31日までのご契約 → ご契約成立後に随時発送

保険
期間中

4 明治安田からのお知らせ

- 年1回発送いたします。

作成日時点の契約内容が確認できます。

5 定期支払金お支払のお知らせ ※「受け取るタイプ」を選択いただいた場合に送付します。

- 発送時期:定期支払金支払期日の3ヵ月前(ご契約者あて)
※定期支払金お支払後は、定期支払金受取人へ支払明細書を送付します。
※定期支払金のお支払いにあたっては、別途、お客さまから書類を提出いただく場合があります。

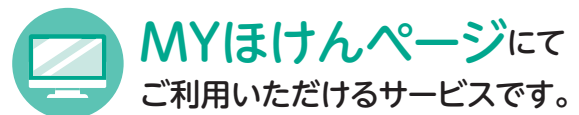
※上記に記載された書類以外にも郵送されることがあります。

※サービスの内容は2025年4月現在のものであり、予告なく中止、変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

みんなの健活サービス

明治安田は、「健康に向けた前向きな活動＝健活」に取り組む「みんなの健活プロジェクト」の一環として、病気の予防・早期発見や重症化予防等に役立つさまざまなサービスをご用意しています。

明治安田のサービスはWEB(MYほけんページ)および電話でご利用いただけます。



明治安田ホームページからアクセスしてください。



お手元に MY ほけんページ ID もしくは生命保険証券番号のいずれかをご用意ください。

早期発見・受診・治療



“けんしん”(健康診断・がん検診)を全国の医療機関から比較検討することができます。価格、検査コース等の条件を設定し、WEBからかんたんに検索・予約できます。

提供:マーン(株)



ご自宅等にしながら、インターネットを通じて病院やクリニックの診療を受けていただくことができます。

提供:(株)MICIN

専門家による電話相談



ご自身やご家族の健康に関する電話相談を24時間いつでも無料でお受けいたします。

提供:ティーベック(株)



ケアマネジャーや社会福祉士等が、介護に関するご相談を 24 時間無料でお受けいたします。

提供:明治安田システム・テクノロジー(株) 介護の広場本部/ティーベック(株)

※上記のサービスの他にも、お客さまの健康状態に応じた幅広いラインアップをご用意しています。

サービスのご利用については、MYほけんページでご確認いただくか明治安田コミュニケーションセンターにお問い合わせください。

※「みんなの健活サービス」は、各業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については明治安田生命保険相互会社が保証するものではありません。サービスのご利用は、お客さまの判断のもとに行ってください。万一、サービス提供を受けた結果、損害・紛争が発生しても明治安田生命保険相互会社は責任を負いかねます。

※サービスのご利用には所定の条件がございます。ご要望にそえない場合もございますので、ご利用条件の詳細、ご不明な点は各業務委託先へお電話等にてご相談ください。

※サービスのご利用には「健康・医療・介護等に関するサービス取扱規定」が適用されます。

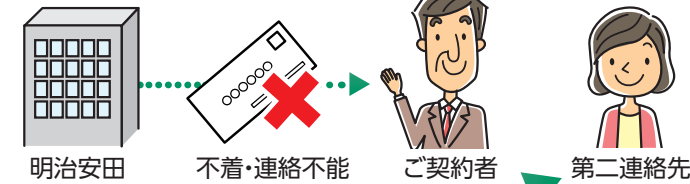
※サービスの内容は、2025年4月現在のものであり、予告なく中止、変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

～確実なお支払いのための取り組み～

お客さまに確かな安心をお届けするためにご高齢者にも優しい制度をご用意しています。

MY安心ファミリー登録制度

あらかじめご契約者以外の連絡先(第二連絡先)を登録いただくことで、明治安田からお客さまへの連絡をしっかりとフォローします。



MYほけんページから登録いただけます!

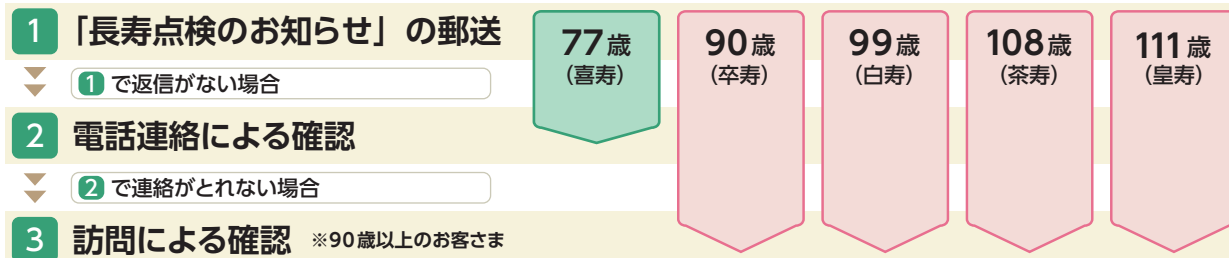
ご契約者に連絡がとれない場合、第二連絡先にご契約者の連絡先を確認

お客さまの声 手続きのために子どもに連絡すると「『音信なし』が元気の証拠と思っていたけれど、何があるかわからないから、今後は時々電話するよ」と、連絡を取りあう良いきっかけになりました(80代女性)
※当内容は、お客さまからいただいた感想を当社にて抽出して記載しています。

MY長寿ご契約点検制度

保険金等を確実ににお支払いするため、長寿の節目を迎えられるご契約者に、保険金等のご請求やご連絡先・受取人変更の有無を確認する明治安田独自の制度です。

■ ご契約点検の流れ



「MYアシスト+(プラス)」制度

生命保険のお手続きの際に加齢に伴う視力・聴力の低下や長期療養および後遺症等により、**自筆困難等のご自身でのお手続きが難しいお客さまをサポートします。**

※お客さまに意思能力があることが前提です
※新契約のお手続きは除きます

サポートメニュー お手続きの内容に応じて…

明治安田職員による代筆



ご自宅等に明治安田職員が訪問し、お手続きの代筆をいたします
※本制度に登録がなくても明治安田職員による代筆の利用は可能です

「MYアシスト+(プラス)」制度にお申し込みいただくと…



登録番号からお客さまを特定し、担当者がご相談内容を確認いたします

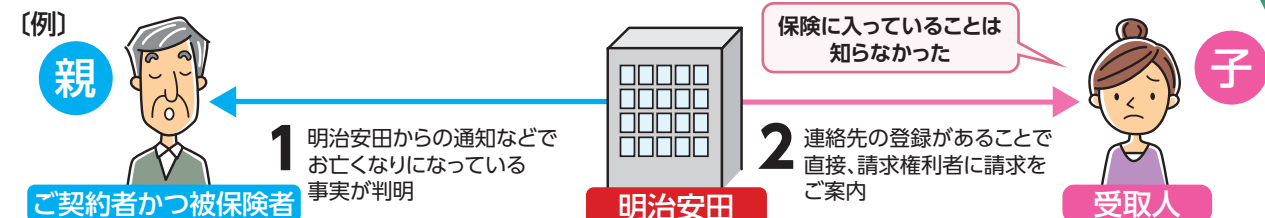
さらにアシスト・デスクを用意



ご契約内容やお手続きについて、専任の担当者が電話やメールで直接回答いたします

ご契約関係者の連絡先登録

ご契約関係者(被保険者・受取人)のご連絡先を新たに登録いただくことで**請求権利者と直接連絡をとることが可能**となり、より確実・迅速なお支払いを実現いたします。



MYほけんページから登録いただけます!

※これらのサービス・取扱条件は、2025年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

用語説明

一時払保険料	保険契約締結のお申し込みの際にお払い込みいただく金額のことをいい、 円入金特約を付加した場合は円で、付加しない場合は指定通貨でお払い込みいただきます。
基本保険金額	この保険の保険金等を支払う場合の基準となる外貨建の金額のことをいい、一時払保険料が円の場合はお払込金額の指定通貨換算額、一時払保険料が指定通貨の場合はお払込金額と同額となります。
積立金	将来の保険金等の支払いのために、明治安田が積み立てる金額のことをいい、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額となります。
解約返戻金	ご契約を解約・減額された場合にご契約者にお支払いする金額です。この商品は、保険契約の型(タイプ)に応じて、所定の期間は積立金等に市場価格調整を適用して解約返戻金額が算出されます。 円支払特約を適用することで、解約返戻金を円でお受け取りいただくこともできます。
予定利率	死亡保険金額や積立金額等を算出する際に基準となる利率のことをいいます。 毎月2回(1日と16日)、指定通貨、保険契約の型(タイプ)、第1保険期間の年数ごとに明治安田が設定し、積立金に適用されます。 契約日が申込日と異なる場合は、契約日の予定利率が適用されます。具体的な利率は、「生命保険ご提案書」等をご確認ください。
契約日	保険契約が始まる日をいいます。保険期間の起算日や年齢の計算等の基準日になります。明治安田が一時払保険料相当額を受け取った日(指定口座への着金日)となります。
契約応当日	契約日に対応する日のことで、年単位および月単位の契約応当日のことをいいます。 (例)契約日が2025年4月1日の保険契約の場合、年単位の契約応当日は2026年以降の毎年の4月1日となります。月単位は毎月の1日となります。

契約年齢	契約日におけるご契約者または被保険者の満年齢のことをいいます。 特に指定のない場合、本資料では 契約日における被保険者の満年齢 をさします。
TTM	TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、金融機関で外貨を売買する際の基準レートのことをいい、この商品では明治安田所定の金融機関が公示する値を適用します。対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の中間の値となります。
為替リスク	為替の変動によって、外貨を円換算したときの価値が変動することにより、差損(差益)が生じることをいいます。 円安 … 日本円の価値が海外の通貨よりも安くなることです。米ドルを保有している場合、円に対して米ドルの価値が上がることになり、米ドルを円に換算した場合、為替による差益が生じます。 円高 … 日本円の価値が海外の通貨よりも高くなることです。米ドルを保有している場合、円に対して米ドルの価値が下がることになり、米ドルを円に換算した場合、為替による差損が生じます。

契約概要

- 「契約概要」には、商品内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載されたお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等について

- 名称 明治安田生命保険相互会社
- 住所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
- 連絡先 明治安田コミュニケーションセンター TEL 0120-453-860
ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

2 この商品の特徴としくみについて

- 保険商品の名称(正式名称)
5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建) [B]
- 商品の特徴
この商品は、ご契約時に指定通貨建(米ドル・豪ドル)で保障をご準備いただける外貨建の一時払終身保険であり、さらにお客さまのニーズにあわせて3つの保険契約の型をお選びいただけます。

増やすタイプ

- 生涯にわたる死亡保障をご準備いただけます。
- 第1保険期間は5年・7年・10年の中からご契約時に選択いただけます。(契約時の市場金利の情勢や、被保険者の年齢・性別により、一部は取り扱いをしていない場合があります。)
- 第1保険期間の死亡保険金を抑えることで、第2保険期間の指定通貨建の死亡保険金(積立金)を大きくしています。
- 第1保険期間の解約返戻金は、積立金または基本保険金額のいずれか小さい方を基準として、市場価格調整を適用して算出します。第2保険期間は市場価格調整がないため、解約返戻金は死亡保険金(積立金)と同額となります。

受け取るタイプ

- 生涯にわたる死亡保障をご準備いただけるほか、契約日から起算して1年経過以降、年単位の契約応当日ごとに被保険者が生存している場合、ご契約者に定期支払金を生涯にわたりお支払いします。
- 死亡保険金を抑えることで、指定通貨建の定期支払金を大きくしています。

- 定期支払率2段階化特約を付加することで、契約日から10年ごとに、毎年の定期支払金の10倍の定期支払金を受け取ることができます(「10年ごと定期支払金」以外の定期支払金は定期支払率2段階化特約を付加しない場合と比べて少なくなります)。
- 解約返戻金は、第1保険期間、第2保険期間を通じて積立金または基本保険金額のいずれか小さい方を基準として、市場価格調整を適用して算出します。

贈るタイプ

- 当募集代理店ではこのタイプのお取り扱いはありません。

3 保障内容について

死亡保険金のお支払金額

保険契約の型	お支払金額		受取人
	第 1 保険期間	第 2 保険期間	
増やすタイプ	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額 ・被保険者が死亡した日の解約返戻金額	被保険者が死亡した日の積立金額	死亡保険金 受取人
受け取るタイプ	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額 ・被保険者が死亡した日の解約返戻金額		

- ※ 保険金は原則、指定通貨でお支払いします。指定通貨は米ドルまたは豪ドルとなります。なお、「円支払特約」を付加することで、円でお受け取りいただくこともできます。
- ※ 保険金について、すえ置支払いや年金支払いを選択することはできません。
- ※ 被保険者の死亡後に定期支払金をお支払いしていた場合、死亡保険金等からその金額が差し引かれます。
- ※ 高度障害保険金はありません。

定期支払金のお支払い事由(受け取るタイプのみ)

- 定期支払金のお支払い事由は以下のとおりとなります。

保険契約の型	お支払いする場合	お支払いする金額	受取人
受け取るタイプ「定額プラン」	被保険者が年単位の契約応当日(支払事由該当日)に生存しているとき	基本保険金額 × 定期支払率*1	保険契約者
受け取るタイプ「10年ごと充実プラン」	被保険者が予定利率計算基準日を除く年単位の契約応当日(支払事由該当日)に生存しているとき	基本保険金額 × 定期支払率A*2*3	
	被保険者が予定利率計算基準日(支払事由該当日)に生存しているとき	基本保険金額 × 定期支払率B*2*4	

- *1 契約日および予定利率計算基準日に、予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて明治安田が定めます。契約日または予定利率計算基準日の翌年の年単位の契約応当日に支払われる定期支払金から直後に到来する予定利率計算基準日に支払われる定期支払金まで10回分適用します。
- *2 契約日および予定利率計算基準日に、予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて、定期支払率Bが定期支払率Aの10倍の率となるよう明治安田が定めます。ただし、最後の予定利率計算基準日は、定期支払率Aのみを定めます。

- *3 契約日または予定利率計算基準日の翌年の年単位の契約応当日に支払われる定期支払金から直後に到来する予定利率計算基準日の前年の年単位の契約応当日に支払われる定期支払金まで9回分適用します。最後の予定利率計算基準日の翌年の年単位の契約応当日以後の期間に支払われる定期支払金については、定期支払率Aを適用してお支払いします。
- *4 契約日または予定利率計算基準日の直後に到来する予定利率計算基準日に支払われる定期支払金に適用します。

■保険金等をお支払いできない場合

Q 参照 保険金等をお支払いできない場合については30ページをご覧ください。

■特約について

円入金特約

- 保険契約のお申し込みの際に、ご契約者からのお申し出によりこの特約を付加することで、円で一時払保険料をお払い込みいただけます。
円入金特約を付加しないで、指定通貨でお払い込みいただくこともできます。
- 円でお払い込みいただいた金額を、明治安田が所定の為替レートで指定通貨に換算し、換算後の金額を保険契約締結の際の基本保険金額とします。
- この特約に適用する為替レートは、明治安田が一時払保険料相当額を受け取った日（指定口座への着金日）における明治安田所定の為替レートとなります。
ただし、その日が明治安田または明治安田が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

円支払特約

- この特約を適用することで、死亡保険金・定期支払金や解約返戻金等を円でお受け取りいただけます。
- この特約は、死亡保険金・定期支払金や解約返戻金等のご請求の際に、ご契約者または受取人からのお申し出により適用されます。
- この特約に適用する為替レートは、以下の適用日における明治安田所定の為替レートとなります。

種類	為替レート適用日*	適用レート
死亡保険金	所定の書類が明治安田に到達した日	TTM-25銭
定期支払金	定期支払金の支払事由該当日、または所定の書類が明治安田に到達した日のいずれか遅い日	
解約返戻金	所定の書類が明治安田に到達した日、または、明治安田の定める方法により解約手続きが完了した日	

*その日が明治安田または明治安田が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

定期支払率2段階化特約（受け取るタイプのみ）

- 保険契約のお申し込みの際に、ご契約者からのお申し出によりこの特約を付加することができます。
- この特約を付加することで、受け取るタイプ「10年ごと充実プラン」となります。
- この特約を適用した場合の定期支払金のお支払い事由は18ページの「定期支払金のお支払い事由」をご覧ください。
- この特約のみを解約・中途付加することはできません。

■予定利率について

予定利率とは

- 保険金等を算出する際に基準となる利率であり、積立金に適用されます。
- 毎月2回（1日と16日）、明治安田が設定します。保険契約の型に応じ以下のとおりとなります。

保険契約の型	増やすタイプ	受け取るタイプ
予定利率の設定	・指定通貨および第1保険期間の年数ごとに設定	・指定通貨および被保険者の年齢ごと*に設定

*契約日および予定利率計算基準日における「0歳～75歳」および「76歳～85歳」の年齢群ごとに設定します。

- 契約日および予定利率計算基準日における予定利率を次の予定利率計算基準日の前日まで適用します。
- 一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。また、実質的な利回りとは異なります。
- 予定利率計算基準日とは予定利率を更新する日のことです。保険契約の型に応じ以下のとおりとなります。

保険契約の型	増やすタイプ	受け取るタイプ
予定利率計算基準日	・第2保険期間開始日および第2保険期間開始から5年ごとの年単位の契約応当日	・第2保険期間開始日および第2保険期間開始から10年ごとの年単位の契約応当日

※ただし、被保険者の年齢が106歳以上となる日以後の年単位の契約応当日を除きます。

- 予定利率計算基準日に適用される予定利率は、最低保証予定利率を下回ることはありません。この商品の最低保証予定利率は0.25%です。

■実質的な利回りについて

この商品における実質的な利回りについては保険契約の型に応じて以下のとおり表示しています。

保険契約の型	実質的な利回りの定義
増やすタイプ	「第2保険期間開始時点における解約返戻金額」の基本保険金額に対する年換算利回り（複利）
受け取るタイプ	「第2保険期間開始時点における解約返戻金額」と「定期支払金の支払累計額」の合計額の基本保険金額に対する年換算利回り（複利）

※保険期間中の解約返戻金がこの利回りで増加するものではありません。

※実質的な利回りは、契約年齢、性別、保険契約の型、第1保険期間の年数および予定利率等により異なりますので、「生命保険ご提案書」等にてご確認ください。

■積立金について

将来の保険金等の支払いのために、明治安田が積み立てる指定通貨建の金額のことをいい、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額となります。

■この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。

■お取り扱いの内容

増やすタイプ

指定通貨	米ドル・豪ドル ^①		
保険料の払込方法	一時払		
保険期間	第1保険期間：5年・7年・10年 第2保険期間：第1保険期間満了日の翌日から終身		
契約年齢範囲 (満年齢)	第1保険期間	被保険者	ご契約者
	5年	0歳～90歳	18歳～90歳
	7年	0歳～88歳	18歳～88歳
	10年	0歳～85歳	18歳～85歳
一時払保険料		指定通貨で お払い込みいただく場合	円で お払い込みいただく場合
	被保険者年齢		
最低 保険料 ^③	0歳～90歳	2万米ドル・2万豪ドル	200万円
	0歳～15歳	第2保険期間開始時の死亡保険金 1,000万円相当額 ^② に対応する保険料	第2保険期間開始時の死亡保険金 1,000万円相当額 ^② に対応する保険料
	16歳～17歳	第2保険期間開始時の死亡保険金 5,000万円相当額 ^② に対応する保険料	第2保険期間開始時の死亡保険金 5,000万円相当額 ^② に対応する保険料
	18歳～90歳	第2保険期間開始時の死亡保険金 5億円相当額 ^② に対応する保険料	第2保険期間開始時の死亡保険金 5億円相当額 ^② に対応する保険料
取扱単位		1,000米ドル・1,000豪ドル	10万円
基本保険金額の増額・減額		増額：取り扱いません 減額：取り扱います	
告知		無告知でご加入いただけます	
死亡保険金受取人の範囲		原則、被保険者の3親等内の親族	
契約者貸付		取り扱いません	

① ご契約後の指定通貨や保険期間の変更はできません。

② 「第2保険期間開始時の死亡保険金」を、契約日における明治安田が毎年設定する通算用為替レートで円換算した金額(円入金特約を付加した場合は、円により払い込まれた一時払保険料に基づき計算される金額)です。

③ 同一被保険者がすでに明治安田の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

※市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。

※ご契約の具体的な内容については、後日郵送される生命保険証券等を必ずご確認ください。

受け取るタイプ

指定通貨	米ドル・豪ドル ^①		
保険料の払込方法	一時払		
保険期間	第1保険期間：10年 第2保険期間：第1保険期間満了日の翌日から終身		
契約年齢範囲 (満年齢)	被保険者	ご契約者	
	0歳～85歳	18歳～85歳	
一時払保険料		指定通貨で お払い込みいただく場合	円で お払い込みいただく場合
	被保険者年齢		
最低 保険料 ^③	0歳～85歳	2万米ドル・2万豪ドル	200万円
	0歳～15歳	1,000万円相当額 ^②	1,000万円
	16歳～17歳	5,000万円相当額 ^②	5,000万円
	18歳～85歳	5億円相当額 ^②	5億円
取扱単位		1,000米ドル・1,000豪ドル	10万円
基本保険金額の増額・減額		増額：取り扱いません 減額：取り扱います	
告知		無告知でご加入いただけます	
死亡保険金受取人の範囲		原則、被保険者の3親等内の親族	
契約者貸付		取り扱いません	

① ご契約後の指定通貨の変更はできません。

② 明治安田が毎年設定する通算用為替レートで指定通貨に換算した金額が上限となります。

③ 同一被保険者がすでに明治安田の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

※市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。

※ご契約の具体的な内容については、後日郵送される生命保険証券等を必ずご確認ください。

解約返戻金と市場価格調整について

- 保険期間中はいつでもご契約を解約・減額して解約返戻金を受け取ることができます。なお、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

※解約返戻金は原則、指定通貨建でお支払いします。

- 「増やすタイプ」の第1保険期間の解約返戻金額および「受け取るタイプ」の解約返戻金額は積立金額等に市場価格調整を適用して計算されます。このため、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

【解約返戻金の例】

<契約例>

タイプ:増やすタイプ 被保険者の契約年齢:70歳 性別:男性

適用されている予定利率:3.50% 解約計算日に定める利率(下表のとおり)

指定通貨:米ドル 予定利率適用期間:10年 基本保険金額:100,000米ドル

経過 年数 (年)	解約返戻金額(米ドル)			
	解約計算日に定める利率 3.50%(±0%)		解約計算日に定める利率 6.5%(3.0%上昇)	解約計算日に定める利率 0.5%(3.0%低下)
	返戻率(%)			
1	98,153	98.1	75,914	127,867
3	99,326	99.3	81,335	122,010
5	99,518	99.5	86,281	115,268
7	99,710	99.7	91,527	108,899
10	100,000	100.0	100,000	100,000

※解約返戻金額は、解約計算日に定める利率と、契約時の予定利率との変動幅が0%、+3.0%、-3.0%の場合において、解約計算日に定める利率に0.1%を加算した市場価格調整を適用して1ドル未満を切り捨てて表示しています。

※返戻率は、「解約返戻金額÷基本保険金額×100」の値を小数第2位以下を切り捨てて表示しています。

※経過年数は、契約日から各年の契約応当日の前日までの年数を表示しています。

上記の数値は計算例です。具体的なご提案の数値は「生命保険ご提案書」にてご確認ください。

Q 参照 解約返戻金の計算方法についてはくわしくは24ページへ

市場価格調整

- 市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる手法をいいます。このため、解約または減額等の際の市場金利に応じて解約返戻金額が増減します。
- 具体的には、解約または減額の際の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金額は減少することがあり、逆に、市場金利が低下した場合には解約返戻金額は増加することがあります。
- 「増やすタイプ」は、予定利率計算基準日の直前1ヵ月間は市場価格調整率が0となります。
- 「受け取るタイプ」は、予定利率計算基準日とその直前の1ヵ月間および直後の1ヵ月間は市場価格調整率が0となります。
- 「増やすタイプ」は第2保険期間以後、「受け取るタイプ」は被保険者の年齢が106歳に達した日以後は、市場価格調整を行いません。したがって、解約返戻金額は積立金額と同額となります。

解約返戻金の計算方法

- 解約返戻金額は保険契約の型と保険期間ごとに次のとおりとなります。

保険契約の型	保険期間	解約返戻金の計算方法
増やすタイプ	第1保険期間	以下のいずれか小さい金額とします。 ・解約計算日*1における積立金額×(1－市場価格調整率(注)) ・基本保険金額×(1－市場価格調整率) (注)「市場価格調整率」は、以下の算式により計算された率とします。 $1 - \frac{1 + \text{適用されている予定利率} * 2}{1 + \text{解約計算日に定める利率} * 3 + \frac{\text{解約計算日に明治安田が定める率} * 4}{\frac{\text{残存月数} * 5}{12}}}$
	第2保険期間	積立金と同額となります。
受け取るタイプ	第1保険期間 第2保険期間	以下のいずれか小さい金額とします。 ・解約計算日*1における積立金額×(1－市場価格調整率(注)) ・基本保険金額×(1－市場価格調整率) (注)「市場価格調整率」は、以下の算式により計算された率とします。 ただし、解約計算日が予定利率計算基準日から直後の月単位の契約応当日の前日までの場合は、市場価格調整率を0とします。 $1 - \frac{1 + \text{適用されている予定利率} * 2}{1 + \text{解約計算日に定める利率} * 3 + \frac{\text{解約計算日に明治安田が定める率} * 4}{\frac{\text{残存月数} * 5}{12}}}$

- *1 所定の書類が明治安田に到達した日、または、明治安田の定める方法により解約手続きが完了した日をいいます。
- *2 解約計算日にこの保険契約に適用されている予定利率とします。
- *3 指定通貨に応じて、解約計算日に明治安田が定める利率とします。
- *4 解約返戻金額の計算に用いる利率を設定する時期と解約計算日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約返戻金額を計算する際の市場価格調整において所定の係数(0.10%を上限として明治安田が定めた率)を設定しています。
このため、契約時の市場金利と解約計算日の市場金利が同一であっても、解約計算日の積立金に対して残存年数ごとに所定の率が控除されます。

解約計算日における積立金額に対して控除される割合(控除率)の例

タイプ	第1 保険 期間	利率	残存年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	0年
増やす タイプ	5年	3.00%	控除率						0.49%	0.39%	0.30%	0.20%	0.10%	0.00%
	7年	3.00%					0.68%	0.59%	0.49%	0.39%	0.30%	0.20%	0.10%	0.00%
	10年	3.50%		0.97%	0.87%	0.77%	0.68%	0.58%	0.49%	0.39%	0.29%	0.20%	0.10%	0.00%
受け取る タイプ	10年	3.50%	控除率	0.97%	0.87%	0.77%	0.68%	0.58%	0.49%	0.39%	0.29%	0.20%	0.10%	0.00%

※利率は控除率例における「予定利率」「解約計算日に定める利率」を表示しています。

※残存年数は第1保険期間満了日までの年数を表示しています。

※控除率は残存月数を残存年数×12ヵ月として算定し、それぞれ小数第3位以下を切り上げて表示しています。

※受け取るタイプの控除率は「定額プラン」「10年ごと充実プラン」ともに同一の数値となります。

- *5 解約計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数をいいます。

■ 配当金

- 配当金は、資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日に円でお支払いします。ただし、**資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできないことがあります。**
- 配当金は明治安田所定の利率*で積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いするときにあわせてお支払いします。
*この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。
適用される利率については明治安田ホームページ(裏表紙参照)をご覧ください。

この商品は、「為替リスク」「金利変動リスク」により損失が生じるおそれがあります。

Q 参照 「為替リスク」「金利変動リスク」についてくわしくは、27ページをご覧ください。

この商品にかかる費用は「契約初期費用」「保険契約関係費用」「外貨のお取り扱いにかかる費用」の合計額となります。

Q 参照 諸費用についてくわしくは、27・28ページをご覧ください。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。



この商品にかかるリスク(損失が生じるおそれ)について

この商品は、「為替リスク」および「金利変動リスク」があります。これらのリスクはご契約者または受取人が負います。

■ 為替リスク

- ご契約後の為替レートの変動により、死亡保険金・定期支払金や解約返戻金等をお支払いする際の為替レートで円換算した金額は、ご契約時の為替レートで円換算した死亡保険金・定期支払金や解約返戻金等を下回るおそれがあります。
- さらに、ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料(円入金特約を付加し、円で払い込まれた場合は、円で入金した金額)を下回り、損失が生じるおそれもあります。

■ 金利変動リスク(市場価格調整)

- 解約・減額する場合の解約返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を行います。このため、保険契約の型(タイプ)に応じて所定の期間は、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。



お客さまにご負担いただく諸費用について

この商品ではお客さまには以下の「■ 保険契約にかかる費用」「■ 外貨のお取り扱いにかかる費用」の合計額を負担していただきます。

■ 保険契約にかかる費用

● 契約初期費用

ご契約の締結にかかる費用であり、基本保険金額に対して以下の契約初期費用率を乗じた金額を契約時に控除します。

増やすタイプ

第1保険期間	5年	7年	10年
契約初期費用率	2.0%	2.8%	4.0%

つづき

受け取るタイプ

被保険者の契約年齢	契約初期費用率	被保険者の契約年齢	契約初期費用率	被保険者の契約年齢	契約初期費用率
0～65歳	4.40%	72歳	3.46%	79歳	3.32%
66歳	4.22%	73歳	3.44%	80歳	3.30%
67歳	4.04%	74歳	3.42%	81歳	3.28%
68歳	3.86%	75歳	3.40%	82歳	3.26%
69歳	3.68%	76歳	3.38%	83歳	3.24%
70歳	3.50%	77歳	3.36%	84歳	3.22%
71歳	3.48%	78歳	3.34%	85歳	3.20%

● 保険契約関係費用

ご契約の維持・管理および死亡保険金にかかる費用であり、積立金から毎年控除します。被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なるため、表示していません。

保険契約にかかる費用は一時払保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。死亡保険金額・定期支払金額や解約返戻金額等は、すでにこの費用が差し引かれた後の金額となります。

■ 外貨のお取り扱いにかかる費用

● お払い込み時にかかる費用

- 円でお払い込みいただいた一時払保険料を指定通貨に換算する際に適用する円入金特約における為替レート(円→指定通貨)には、為替手数料があらかじめ含まれています。

円入金特約における為替レート	TTM+25銭
----------------	---------

※対顧客電信売相場仲値(TTM)は、明治安田の指定する金融機関が公示する値になります。

● お受け取り時にかかる費用

- 死亡保険金・定期支払金や解約返戻金等を円に換算する際に適用する円支払特約における為替レート(指定通貨→円)には、為替手数料があらかじめ含まれています。

円支払特約における為替レート	TTM-25銭
----------------	---------

※対顧客電信売相場仲値(TTM)は、明治安田の指定する金融機関が公示する値になります。

※明治安田所定の為替レートの算出式(TTM-25銭)は将来変更される場合があります。

- 一時払保険料を指定通貨でお払い込みいただく場合、および死亡保険金・定期支払金や解約返戻金を指定通貨でお受け取りいただく場合は、送金手数料または口座引出手数料等の手数料が別途必要となる場合があります(取扱金融機関により異なります)。

次ページへつづく

8日以内であれば、お申し込みの撤回またはご契約の解除を することができます(クーリング・オフ制度)

- ご契約の申込日または、本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます)であれば、**書面または電磁的記録*によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」)**をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額をお払い込みいただいた通貨でお返しします。

*電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、明治安田ホームページ(裏表紙参照)の専用申出フォーム(以下「専用申出フォーム」)からお申し出いただく方法を設定しております。

- クーリング・オフのお申し出をされた場合に返金する金銭は、明治安田に保険料としてお払い込みいただいた通貨で返金するため、円入金特約が付加されているかによりお返しする通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料のお払い込み	クーリング・オフに伴うご返金
円入金特約を付加する場合	円貨*1	円貨*3
円入金特約を付加しない場合	外貨*2	外貨*4

- *1 円入金特約付加に伴う所定の費用(通貨の換算に関する費用)が発生します。
- *2 金融機関代理店で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から明治安田所定の口座へ振込を行うための、所定の手数料が発生します。
- *3 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を返金いたします。
- *4 **外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を返金いたします。ただし、外貨での返金となるため、当初の資金が円貨の場合(金融機関代理店で外貨に両替した場合)、以下により、返金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。**
 - ①円貨から外貨への両替にかかる金融機関所定の手数料
 - ②外貨から円貨への両替にかかる金融機関所定の手数料
 - ③送金および着金にかかる金融機関所定の手数料
 - ④為替差損(為替差益)

※お申し込みの撤回等のお手続き終了までには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。

- お申し込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)または専用申出フォームによるお申し出時に効力を生じます。

書面によるお申し込みの撤回等の場合は、郵便により次の①～③の内容を記載した書面を明治安田あて上記期限内に発信してください。

- ①契約者の氏名(自署)・フリガナ・住所・電話番号
- ②保険契約申込日・商品名・一時払保険料・契約者ご本人名義の返金先口座(金融機関・支店名、預金種目、口座番号、口座名義人氏名[カナ・漢字])
- ③お申し込みの撤回等をする旨の文言

【書面の送付先】

〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11
明治安田生命保険相互会社
金融代理店サービスオフィス

※書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申し出をおすすめします。

お申し込みの撤回等の書面記入例

明治安田生命保険相互会社 行
私は20〇〇年〇月〇日に〇〇銀行〇〇支店にて
申し込んだ下記契約の申し込みを撤回します。

申込者(契約者) ^{フリガナ} 〇〇〇〇〇
商品名 〇〇〇〇〇
一時払保険料 〇〇〇,〇〇〇
(お払い込みの通貨でご記入ください)

返金先口座 〇〇銀行 〇〇支店
(契約者 ^{フリガナ} 普通 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
ご本人口座に ^{フリガナ} 〇〇〇〇〇〇
限ります 口座名義人 〇〇〇〇〇)

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(日中連絡先を記載ください)
氏名 〇〇〇〇〇
(ご契約者が自署してください)

Q 参照 クーリング・オフ制度についてくわしくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。

告知について

- この保険の契約に際して、ご契約者および被保険者の告知は不要です。

※告知とは、被保険者の健康状態や過去の傷病歴等、明治安田がおたずねする重要なことからについて、事実をありのままにお知らせいただくことです。

一時払保険料相当額のお払い込みが完了したときから、 明治安田はご契約上の責任を開始します(保障の開始)

- お申し込みいただいたご契約を明治安田が承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払い込みが完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田が承諾したときに有効に成立します。なお、この商品にご契約の際は、必ず外貨建保険販売資格をもつ募集代理店の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります

- 免責事由に該当する場合(例:責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、ご契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者死亡等)。
- 保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)や、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合。
- 保険契約について、詐欺の行為がありご契約が取消しとなった場合や、保険金等の不法取得目的の行為がありご契約が無効となった場合。

- この保険は、いつでもご契約を解約・減額して解約返戻金を受け取ることができます。なお、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

この保険には**お客さまにご負担いただく諸費用や市場価格調整があるため、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

Q 参照 お客さまにご負担いただく諸費用については27・28ページをご覧ください。

Q 参照 解約返戻金額の計算方法については24ページをご覧ください。

- 基本保険金額の減額は、以下の内容で取り扱います。この場合、ご契約は減額分だけ解約されたものとし、定期支払金額、死亡保険金額も、その割合に応じて減額されます。

保険契約の型	増やすタイプ	受け取るタイプ
減額後の最低基本保険金額	2万指定通貨	2万指定通貨
取扱単位	1,000指定通貨	1,000指定通貨

- この商品は**外貨建のため為替リスクがあります。**
- ご契約後の為替レートの変動により、死亡保険金・定期支払金や解約返戻金をお支払いする際の為替レートで円換算した金額は、ご契約時の為替レートで円換算した保険金額や解約返戻金額等を下回るおそれがあります。
さらに、ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料(円入金特約を付加し、円で払い込まれた場合は、円で入金した金額)を下回り、損失が生じるおそれもあります。
- この為替リスクは、ご契約者または受取人が負います。

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

- 明治安田は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

詳細に関するお問い合わせ先:

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

〔月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時〕

ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

- 現在ご契約の保険契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。
 - 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - 新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった場合、新たなご契約の保険金等は現在のご契約の金額を下回ることがあります。
 - 現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

- 電話での解約手続きには、送金口座・暗証番号の事前登録が必要です。また、WEBでの解約手続きには、送金口座とワンタイムパスワード受信のための携帯電話番号の事前登録が必要です。
- お客さまからのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「明治安田コミュニケーションセンター」にご連絡ください。
- 明治安田からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者が住所等を変更された場合には、必ず明治安田にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については「ご契約のしおり 定款・約款」・ホームページ(裏表紙参照)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

- 明治安田は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。相互会社では、ご契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります。社員の権利には、保険金等の支払請求権、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等があり、主な義務としては保険料の払込義務があります。

- 円入金特約・円支払特約を付加・適用する等して、円で金銭の授受を行った場合は、その金額がそのまま課税の基準となります。
- 指定通貨で金銭の授受を行った場合は、以下の基準により指定通貨を円に換算して、円建の生命保険と同様に取り扱います。

項目	為替レート適用日	適用する為替レート
保険料	明治安田が保険料を受け取った日	最終対顧客電信売買相場仲値 (TTM)
死亡保険金	【相続税・贈与税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日	最終対顧客電信買相場 (TTB)
	【所得税(一時所得)・住民税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日	最終対顧客電信売買相場仲値 (TTM)
解約返戻金	解約計算日	最終対顧客電信売買相場仲値 (TTM)
定期支払金	定期支払金支払事由該当日	最終対顧客電信売買相場仲値 (TTM)

生命保険料控除について

お払い込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。その年にお払い込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

※一時払のため、当該年のみの適用となります。ご契約2年目以降は適用の対象となりません。

※個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。

解約返戻金にかかる税金について

以下の課税対象額が、所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税の対象となります。

$$\text{課税対象額} = \left(\text{解約返戻金} - \frac{\text{必要経費 (既払込保険料)}}{2} - \frac{\text{特別控除 (50万円限度)}}{2} \right) \times \frac{1}{2}$$

※他の一時所得と合算します。

※「必要経費」とは既払込保険料です。ただし減額された際の必要経費は、返戻金が既払込保険料以下の場合、返戻金と同額となり課税所得は発生しません(最終的に解約返戻金受取時に清算されます)。

また、定期支払金のお受け取りがある場合は、既払込保険料から既に受け取られた定期支払金に対する必要経費合計額が差し引かれます。

※定期支払金のお受け取りがある場合は、既払込保険料から既に受け取られた定期支払金に対する必要経費合計額が差し引かれます。

■死亡保険金にかかる税金について

ご契約者(保険料負担者)・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、相続税、所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税、または贈与税の対象となります。

※ご契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、
500万円×法定相続人の数(相続を放棄した人を含む)が非課税扱いとなります。

【ご契約例】

	ご契約者(保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	税の種類
①	本人	本人	配偶者(子)	相続税
②	本人	配偶者(子)	本人	所得税(一時所得)・住民税
③	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

※所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。

■定期支払金にかかる税金について(受け取るタイプのみ)

定期支払金と必要経費の差額が、所得税(雑所得)・復興特別所得税・住民税の対象となります。

課税対象額＝毎年の定期支払金の円換算額－必要経費*1

必要経費は以下のとおり計算されます。

*1 必要経費＝定期支払金の円換算額×必要経費割合(注)
一時払保険料の円換算額*2
(注)必要経費割合の計算式： $\frac{\text{一時払保険料の円換算額}^*2}{\text{定期支払金受取予定総額}^*3 + \text{基本保険金額}^*4}$

*2 円入金特約付加の場合は一時払保険料。外貨入金の場合は、保険料受領日の最終対顧客電信
売買相場仲値(TTM)で円換算した金額。

*3 契約日から被保険者の年齢・性別ごとの余命年数の間に受け取る、毎年の定期支払金および
「10年ごと定期支払金」の総額(第1回の定期支払金支払時における円換算額をもとに計算)。

*4 基本保険金額を第1回の定期支払金支払日の最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)で円換算
した金額。

【ご参考】 定期支払金受取時の雑所得金額の計算例

【定額プランの例】

被保険者の契約年齢70歳・女性／一時払保険料および基本保険金額の円換算額1,000万円／
定期支払金の円換算額30万円の場合

1回目の定期支払金受取時(71歳・余命年数14年)の計算は

雑所得金額＝定期支払金の円換算額－必要経費
＝300,000円－213,000円＝**87,000円**

必要経費＝300,000円×必要経費割合(注) (注)必要経費割合の計算式： $\frac{1,000\text{万円}}{420\text{万円}(30\text{万円} \times 14\text{年}) + 1,000\text{万円}}$
＝300,000円×0.71(必要経費割合は小数第3位以下を切り上げ)
＝213,000円

【10年ごと充実プランの例】

被保険者の契約年齢70歳・女性／一時払保険料および基本保険金額の円換算額1,000万円／
定期支払金の円換算額15万円、「10年ごと定期支払金」の円換算額150万円の場合

1回目の定期支払金受取時(71歳・余命年数14年)の計算は

雑所得金額＝定期支払金の円換算額－必要経費
＝150,000円－112,500円＝**37,500円**

必要経費＝150,000円×必要経費割合(注) (注)必要経費割合の計算式： $\frac{1,000\text{万円}}{345\text{万円}(15\text{万円} \times 13\text{年} + 150\text{万円} \times 1\text{年}) + 1,000\text{万円}}$
＝150,000円×0.75(必要経費割合は小数第3位以下を切り上げ)
＝112,500円

「10年ごと定期支払金」受取時の計算は

雑所得金額＝「10年ごと定期支払金」の円換算額－必要経費
＝1,500,000円－1,125,000円＝**375,000円**

必要経費＝1,500,000円×必要経費割合(0.75)
＝1,125,000円

【余命年数表(「所得税法施行令 別表余命年数表」より抜粋)】

年齢	余命年数		年齢	余命年数		年齢	余命年数		年齢	余命年数	
	男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性
1歳	74	79	23歳	52	58	45歳	32	36	67歳	14	17
2歳	73	78	24歳	51	57	46歳	31	36	68歳	13	16
3歳	72	77	25歳	50	56	47歳	30	35	69歳	12	15
4歳	71	77	26歳	50	55	48歳	29	34	70歳	12	14
5歳	70	76	27歳	49	54	49歳	28	33	71歳	11	14
6歳	69	75	28歳	48	53	50歳	27	32	72歳	10	13
7歳	68	74	29歳	47	52	51歳	26	31	73歳	10	12
8歳	67	73	30歳	46	51	52歳	25	30	74歳	9	11
9歳	66	72	31歳	45	50	53歳	25	29	75歳	8	11
10歳	65	71	32歳	44	49	54歳	24	28	76歳	8	10
11歳	64	70	33歳	43	48	55歳	23	27	77歳	7	9
12歳	63	69	34歳	42	47	56歳	22	26	78歳	7	9
13歳	62	68	35歳	41	46	57歳	21	25	79歳	6	8
14歳	61	67	36歳	40	45	58歳	20	25	80歳	6	8
15歳	60	66	37歳	39	44	59歳	20	24	81歳	6	7
16歳	59	65	38歳	38	43	60歳	19	23	82歳	5	7
17歳	58	64	39歳	37	42	61歳	18	22	83歳	5	6
18歳	57	63	40歳	36	41	62歳	17	21	84歳	4	6
19歳	56	62	41歳	35	40	63歳	17	20	85歳	4	5
20歳	55	61	42歳	34	39	64歳	16	19	86歳	4	5
21歳	54	60	43歳	33	38	65歳	15	18			
22歳	53	59	44歳	32	37	66歳	14	18			

※本書面に記載されている税務の取り扱いについては、2025年3月現在の税制に基づくものです。今後、
税制の変更にともない、保険料のお払い込み、保全お手続き、保険金等のお受け取り、相続等に関する税務
の取り扱いが変わる場合があります。

なお、個別の取り扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

- ご契約に関する苦情・ご相談、ご契約内容の照会、各種お手続きについては、「明治安田コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

明治安田コミュニケーションセンター

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)



ようこそ ハロー
0120-453-860

- この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご契約のしおり 定款・約款(MY Web約款)のご案内

「ご契約のしおり 定款・約款」は以下の2種類の方法でご確認いただけます。

1 二次元コード(下記コード)



こちらからアクセスして、

「いつでも」「どこでも」「簡単に」

ご確認いただけます



2 明治安田ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)からもご確認いただけます。

明治安田トップページの「コンテンツ」から



を選択ください。

■「ご契約のしおり 定款・約款」の冊子をご希望のお客さま

- ・お申し込み手続きの際に、「ご契約のしおり 定款・約款」の冊子をご希望を確認させていただいております。ご希望いただきました保険契約者さまには、後日送付いたします。
- ・お申し込み後でも、「ご契約のしおり 定款・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。ご希望の場合は、明治安田コミュニケーションセンターへお申し出ください。

※これらのサービス・取扱条件は、2025年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

お客さま専用サイト MYほけんページの初期登録の方法

お客さま専用サイト「MYほけんページ」について詳しくは11ページへ

STEP 1 「MYほけんページ」紹介ページへアクセス

- 1 お手元に「MYほけんページIDのお知らせ」をご準備ください。

▼MYほけんページIDのお知らせ

MYほけんページID 999-9999-9999-99999



- ★契約成立後、2週間程度で発送しますので、到着後は大切に保管ください。
- ★封書で通知される場合があります。

- 2 スマートフォンで二次元コードを読み取り、当社公式ホームページ内の「MYほけんページ」紹介ページへアクセスしてください。

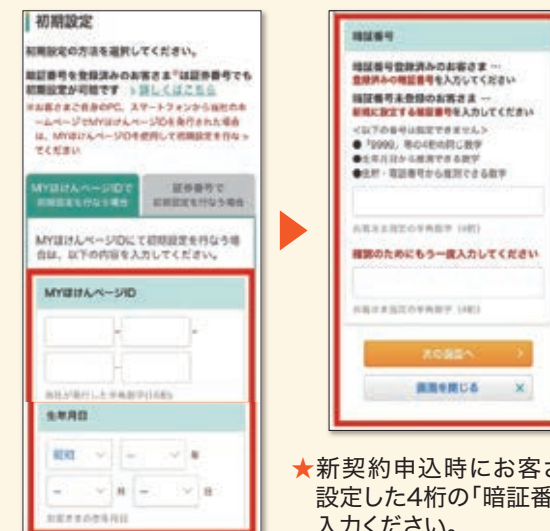


STEP 2 初期設定

- 3 「新規登録」を押下後、「②ログインパスワード登録」まで画面をスクロールしてください。登録済みの暗証番号(4桁)を「覚えている」、ログインパスワードについて「初めての登録」を押下ください。



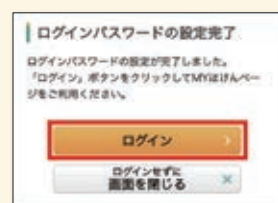
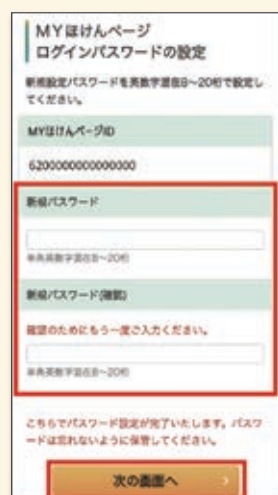
- 4 「MYほけんページID」、「生年月日」、「登録済みの暗証番号(4桁)★」を入力し、「次の画面へ」を押下ください。



- ★新契約申込時にお客さまが設定した4桁の「暗証番号」を入力ください。

STEP 3 ログインパスワードの設定

- 5 「ログインパスワード」を設定してください。英数字混在8～20桁で入力後、「次の画面へ」を押下ください。



「ログインパスワード」の設定が完了したら、「ログイン」を押下ください。「ログインパスワード」は忘れないようにメモをとるなど、お客さまご自身で管理ください。

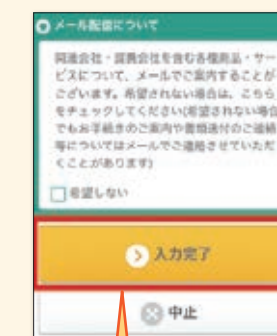
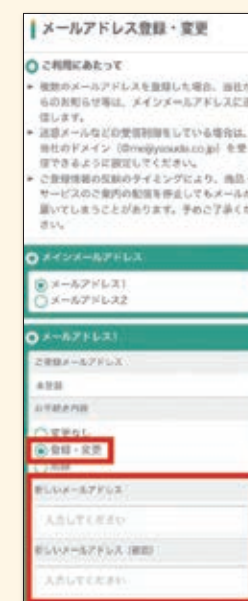
- 6 4で入力した「登録済みの暗証番号(4桁)★」を再入力し、「送信」を押下ください。



- ★新契約申込時にお客さまが設定した4桁の「暗証番号」を入力ください。

STEP 4 メールアドレスの登録

- 7 メールアドレスの登録をしてください。「登録・変更」にチェックを入れ、メールアドレスを入力してください。



「入力完了」を押下すると「MYほけんページ」のご利用が可能になります。

*これらのサービスは、2025年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。

ご契約の際には、「ご契約のしおり 定款・約款」および本書面をご確認ください。

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例〕

- お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について
- 告知について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と返戻金について
- 生命保険契約者保護機構について

「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」はお申し込みいただくご契約の内容や、ご契約にともなう重要なことからのうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田が承諾し

たときに有効に成立します。なお、この商品にご契約の際は、必ず外貨建保険販売資格をもつ募集代理店の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

募集代理店からのお知らせ

- この商品にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店の苦情・ご相談の受付先については募集代理店にご確認ください。
- この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする**生命保険**です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。

明治安田コミュニケーションセンター

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)



ようこそ ハロー
0120-453-860

募集代理店

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
電話 03(3283)8111(代表)
ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>